

返済不要です。

令和2年度（2020年度）

熊本県奨学のための給付金の申請について

熊本県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学の実意のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

- 今年度から収入が激減した家計急変世帯も対象になりました。
- 新入生は一部早期給付を受けることができます。

詳しくは別紙をご覧ください。

1 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、別に定める基準日に在学している高校生等の保護者のうち、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方です。

- （1）高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
（熊本県外に住所を有する方で申請を希望する場合は、学校事務室までご連絡ください。）
- （2）高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていない（以下、住民税非課税世帯）（※1）こと又は高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること、もしくは収入が激減したことにより、高校生等の保護者等全員の住民税非課税世帯に相当すると認められること。

※1 住民税所得割額は、以下の書類等により確認できます。

- 勤務先から配布される住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書
（会社等に勤務していて、勤務先以外からの収入がない場合）
- 市町村から送付される納税通知書
- 市町村役場発行の課税証明書（300円程度の手数料がかかります。）

※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

2 給付金の金額

熊本県奨学のための給付金を受け取ることができるか、給付額はいくらかについては、表2をご確認ください。

表2 <生徒一人あたりの給付額(年額)> 家計急変世帯は個別の事情により異なります。

所得要件等		私立高等学校等	
		全日制・定時制	通信制
基準日現在、生活保護法の規定による生業扶助が措置されている世帯		52,600円	
保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税が非課税である世帯	第1子の高校生等	103,500円	38,100円
	第2子以降の高校生等	138,000円	

3 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請の期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

- ① 熊本県奨学のための給付金交付申請書
- ② 誓約書(様式第9号)(生業扶助受給世帯以外)
- ③ 課税証明書等(新入生の一部早期給付及び家計急変の場合は別紙のとおり)

<住民税非課税世帯>

保護者等の全員分の令和元年度(2019年度)分の課税証明書(写し可)、住民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し、納税通知書の写しのいずれか

<生活保護受給世帯>

福祉事務所の発行する保護証明書 ^(※1)

- ④ 通信制以外の高校生等で非課税世帯の第2子以降として申請する場合、基準日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の被扶養の兄弟姉妹がいる場合のみ対象)は、生徒本人及び当該兄弟姉妹の扶養の状況が記載された書類(健康保険証の写し^{※2})

学校への申請期限：令和2年(2020年)6月17日

(※1) 生活保護(生業扶助)を令和2年(2020年)4月1日時点で受給していることが証明できる書類が必要です。別添様式を持参のうえ、保護証明書の発行窓口でその旨をお伝えください。

(※2) 基準日時点で扶養されていることを健康保険証で確認します。国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載が無い場合は健康保険証の写しに加え、扶養誓約書(学校事務室に準備しておりますのでお電話ください)の提出が必要となります。

また、兄弟姉妹に通信制の高校生等がいることで非課税世帯の第2子以降として申請する場合は、通信制の高等学校等から兄弟姉妹の在学証明書を手に入れて提出してください。

4 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、高校生等が在籍する私立高等学校等を通じて8月末に書面で結果をお知らせする予定です。

5 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。交付の時期は8月末を予定しています。

なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、給付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

6 保護者の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

奨学のための給付金(都道府県により名称が異なります)の申請は、保護者の住所がある都道府県に対して行います。都道府県により締切日が異なりますので、申請される方は早めに学校へご連絡ください。

※ 奨学のための給付金に関する問い合わせは、事務室(0968-72-4151)までお願いします。

【問い合わせ先】

◎熊本県 総務部 総務私学局 私学振興課 私学運営支援班

電 話 : 096-333-2064 (直通) F A X : 096-384-6552

◎専修大学玉名高等学校

電 話 : 0968-72-4151 (事務室)